

運 送 約 款

日本フライトセーフティ株式会社

運送約款申請認可状況管理表

申請日	申請番号	認可日	認可番号	変更内容
昭和63年 7月5日	大陽発 63-81号	昭和63年 8月31日	東空総 第524号	新規申請
平成元年 3月27日	大陽発 1-30号	平成元年 3月31日	東空総 第223号	消費税3%導入による変更
平成9年 3月27日	NFS発 第97-005号	平成9年 3月31日	東空域 第90号	消費税5%導入による変更
平成27年 4月23日	NFS発 第15-01号	平成27年 5月20日	東空振 第28号	責任限度額の条文削除及び一部文言訂正
令和2年 5月22日	NFS発 第20-05号	令和2年 6月9日	東空振 第43号	改正民法の施行及び喫煙器具を使用する場合の乗務制限に伴う変更 令和2年7月1日適用

第1章 旅客

第1条 航空券の発行と抗力

1. 会社は会社の事業所において別に定める運賃または料金を申し受けて航空券を発行します。貸し切り、遊覧飛行については、搭乗申込書をもって航空券の発行とみなします。
2. 航空券または虚空引換証は記名式とし、第三者に譲渡することはできません。
3. 航空券は券面に記載された事項のとおり使用しなければ無効となります。
4. 航空券を不正に使用（譲り受けて使用した場合も含む）した場合は、会社は一切の損害を賠償する責に任じません。

第2条 有効期間

1. 航空券または搭乗申込書で搭乗予定便の記載のあるものは、当該搭乗予定便に限り有効とします。
2. 航空券で搭乗予定便の記載のないものは、発行日から30日間有効とします。
3. 有効期間に航空券の発行日は算入しないものとします。
4. 航空券は旅客が有効期間の満了する日までに搭乗しなければ無効となります。

第3条 有効期間の延長

1. 旅客が病気その他の事由で旅行不能の場合、会社が予約した座席を提供できない場合、もしくは座席を予約できない場合には航空券の有効期間を延長することができます。但し、最初に発行した航空券の有効期間満了日より30日を超えて延長することはできません。
2. 前項によって有効期間を延長した場合は、この旅客の同伴者が所持する航空券についても同様に期間を延長することができます。

第4条 航空券の紛失

旅行開始前または旅行開始後に航空券を紛失した場合、あらためて搭乗区間または未搭乗区間についての航空券の購入を必要とし、当該紛失航空券は無効とします。

第5条 旅客運賃及び料金

1. 旅客運賃及び料金は別に定める運賃料金表によります。
2. 旅客運賃は出発地飛行場から目的地飛行場までの運送に対する運賃とします。

第6条 適用運賃及び料金

1. 適用運賃及び料金は、航空券の最初の搭乗用片によって行う旅行の開始当日において有効な旅客運賃および料金とします。
2. 受領運賃または料金が適用運賃または料金と異なる場合は、その差額をそれぞれの場合に応じて払い戻しまたは徴収します。但し、航空券を運賃または料金値上げの実施前に購入し、且つ、当該旅行をその運賃または料金値上げ実施日後30日以内に開始する場合の適用運賃または料金は、航空券の発行日によって有効な旅行運賃または料金とします。

第7条 小児運賃及び料金

- 1 2才未満の小児は普通大人旅客運賃または料金の70%を申し受けます。但し、旅客（普通小児運賃を支払った旅客を除く）に同伴された座席を使用しない3才未満の小児は同伴者1人に対し1人に限り無償とします。

第8条 消費税

消費税は会社が定める運賃及び料金に付加して徴収します。

第9条 旅客の都合による変更

旅客の都合により航空券に記載されている日時、便区間、経路または目的地を変更するときは、搭乗予定便出発時刻までの営業時間内に会社の事業所にその変更申し出がなされた場合に限り次により取り計らいます。但し、座席などに余裕がない場合はこの限りではありません。

1. 変更による全区間運賃が收受運賃より大であるときはその差額を申し受け、收受運賃より小であるときはその差額を払い戻します。
2. 当該変更に応用される運賃は、変更による区間の旅行開始当日において有効な旅客運賃とします。但し、運賃値上げの場合は第6条の定めに基づいて処理します。

3. 変更された航空券の有効期間は、最初に購入された航空券の発行日に適用される有効期間とします。
4. 変更のために行う予約済み搭乗便の取り消しについては、第10条第1項に定める取り消し手数料を申し受けません。但し、変更申し出が搭乗予定日の前日以降になされた場合で当該変更により搭乗予定区間の全部または一部が取り消しとなるときは、当該取り消し区間について第10条第1項に定める取り消し手数料を申し受けます。

第10条 旅客の都合による払い戻しと取り消し手数料

1. 旅客の都合により払い戻す場合で旅行区間の全部について払い戻すときには収受運賃または料金全部を、一部について払い戻すときには収受運賃または料金より搭乗区間運賃または料金を差し引いた差額を払い戻します。
2. 前項の場合で座席の予約がなされている区間について搭乗予約日の前日以降に取り消すときは、次により取り消し手数料を申し受けます。

- (1) 搭乗予定便出発予定時刻までの営業時間内に取り消す場合には次に示す金額

当該区間、大人旅客運賃	取り消し手数料金額
10,000円未満	1,050円
10,000円以上	2,100円

- (2) 上記(1)に定める時刻経過後に取り消す場合には次に示す金額

当該区間、大人旅客運賃	取り消し手数料金額
10,000円未満	2,100円
10,000円以上	4,200円

但し、第7条に規定する小児運賃の適用される旅客に対する取り消し手数料は上記金額の7割額とします。

3. 第9条により一旦変更したのちこれを取り消して払い戻しをする場合の取り消し手数料は、その変更申し出または取り消し申し出のいずれかがそれぞれの搭乗予定日の前日になされなかったときに前項に定める取り消し手数料のうちいずれか大なるものを申し受けます。但し、取り消し手数料は重複して申し受けることはありません。

第 1 1 条 払い戻し期間

旅客運賃または料金の払い戻しは、当該航空券と引換にその有効期間満了後 10 日以内に限り行います。

第 1 2 条 会社の都合による取り消し変更

会社は旅客の都合以外の事由または会社の都合による事由によって運送契約の全部または一部の履行ができなくなった場合は、旅客の請求に応じ未搭乗区間に相当する運賃を払い戻します。また旅客の申し出があったときは払い戻しにかえて当該未搭乗区間について搭乗日、搭乗便、経路の変更または有効期間の延長を取り計らうことがあります。

第 1 3 条 座席の予約

1. 航空機に搭乗するには座席の予約を必要とします。
2. 座席予約申し込みの際は、航空券を呈示し、所要事項の記載を受けなければなりません。
3. 座席予約の取り消しまたは変更申し出の際は、航空券の呈示を必要とします。
4. 座席予約申込みは会社の事業所において搭乗希望日の当日を含めて 1 ヶ月前より受け付けます。但し、会社が特定の運賃を支払う旅客につき別段の定めをした場合はこの限りではありません。

第 1 4 条 集合時間

1. 旅客が航空機に搭乗する際には、その搭乗に必要な手続きのため会社が指定する時刻までに、指定する場所に到着しなければなりません。
2. 前項の集合時刻に遅れた旅客に対し、会社はその搭乗を拒絶することがあります。
3. 会社は集合時刻に遅れた旅客のために航空機の出発を遅延することはできません。

第15条 搭乗の制限

会社は次の各号に該当すると認めた場合には当該旅客の搭乗を拒絶し、または寄港地で降機させることができます。その場合において、その旅客の手荷物についても同様の取扱いとします。

- (1) 運航の安全のために必要な場合
- (2) 法令または官公署の要求に従うために必要な場合
- (3) 旅客の行為、年令又は精神的若しくは身体的状態が次のいずれかに該当する場合
 - イ. 精神病患者、伝染病患者、薬品中毒者、泥酔者
 - ロ. 重傷病患者または8才未満の小児で付き添い人のない場合
 - ハ. そのほか年令または健康上の事由によって旅客自身の生命が危機にさらされまたは、健康が著しくそこなわれる恐れのある者
 - ニ. 次に掲げる者を携帯する者
武器（業務上携帯するものを除く）、火薬、爆発物、他に腐食を及ぼすような物品、引火しやすい物品、航空機、旅客または搭乗物に迷惑、もしくは危険を与える物品、による運送に不適当な物品または動物
 - ホ. 旅客または旅客の財産に不快、不便、迷惑または危険を与える恐れがあるもの
 - ヘ. 会社係員の指示に従わない者
 - ト. 機内で紙巻きたばこ、電子たばこ、加熱式たばこその他の喫煙器具を使用する場合

第16条 不正搭乗

次の場合は不正搭乗として不正搭乗区間について普通大人旅客運賃額の2倍相当額を申し受けます。

- (1) 航空券を持たないで搭乗したときまたは会社係員の承諾なく航空券面記載区間以遠に乗り越したとき
- (2) 故意に無効航空券で搭乗したとき
- (3) 航空券の呈示を拒み、または取り集めもしくは回収の際にその引き渡しをしないとき
- (4) 不正の申告により運賃の特別扱いを受けて搭乗したとき

第2章 手荷物

第17条 手荷物の受託及び持ち込み

1. 旅客が会社の指定した時刻までに会社の事務所において有効な航空券を呈示のうえ、手荷物を提出したときは、この運送約款の定めるところにより、受託手荷物として受け付け、または持込手荷物として認めます。
2. 会社は受託手荷物に対しては、手荷物合符または超過手荷物切符を発行します。

第18条 受託手荷物の搭載

受託手荷物は、その旅客の搭載する航空機で運送します。但し搭載量の関係その他やむを得ない事由があるときは、当該手荷物の搭載可能な航空機によって後送することがあります。

第19条 手荷物の点検処分

1. 航空保安上、その他の事由により会社が必要と認めた場合は本人または第三者の立ち合いを求めて手荷物の点検をすることがあります。
2. 会社は点検の結果により、必要な処分をすることがあります。

第20条 手荷物の禁止制限品目

次に掲げる物品は手荷物として認めません。但し会社が承諾した場合は、この限りではありません。

- (1) 航空機、人員または搭載物に危険を及ぼす恐れのあるもの
- (2) 銃器、兵器、爆発物その他発火しやすいもの
- (3) 腐食性薬品及び適当な容器に入れてない液体
- (4) 動物
- (5) 遺体
- (6) 法令または官公署の要求により航空機への搭載、または移動を禁止されたもの

- (7) 容器、重量または個数について会社が別に定める限度を超えたもの
- (8) 荷造りまたは包装が不完全なもの
- (9) 変質、消耗または破損しやすいもの
- (10) その他会社が手荷物として運送に不相当と判断するもの

第 2 1 条 高価品

白金、金、その他の貴金属並びに貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨董品、その他高価品は受託手荷物として認めません。

第 2 2 条 愛玩動物

1. 旅客に同伴される愛玩動物について運送を引き受けます。ここで言う愛玩動物とは飼い馴らされた小犬、猫、小鳥などを言います。
2. 前項に述べた愛玩動物については第 2 3 条にいう「無料手荷物許容量」の適用を受けず、旅客は愛玩動物およびその容器の全重量に対し別に定める料金を支払わなければなりません。

第 2 3 条 無料手荷物許容量

1. 手荷物は受託手荷物及び持ち込み手荷物を合計して 5 k g 以内まで無料とします。
2. 小児運賃を支払った小児に対しても前項の限度を適用します。

第 2 4 条 無賃小児の手荷物

3 才未満の運賃を支払わない小児には手荷物の無料扱いを致しません。

第 2 5 条 無料扱い身の回り品

無料手荷物許容量の他、次に掲げる物品は旅客が携帯するときのみに無料とします。

- (1) 婦人用ハンドバック 1 個

- | | |
|-----------------|-----|
| (2) ひざかけ | 1 枚 |
| (3) 雨傘またはステッキ | 1 本 |
| (4) 小型写真機および望遠鏡 | 1 個 |
| (5) 飛行中の読み物 | |
| (6) 飛行中の小児用食物 | |

第 26 条 超過手荷物料金

1. 5 k g を超過した手荷物に対しては超過手荷物料金を申し受けます。
2. 超過手荷物料金については、別に定めるところによります。

第 27 条 受託手荷物の引渡し

1. 受託手荷物は手荷物引換証と引換に渡します。但し会社は手荷物引換証の持参人が、当該手荷物の正当な受取人であるか否かを確認しなかったことにより生ずる損害に対し賠償の責に任じません。
2. 手荷物は手荷物合符および超過手荷物切符に記載されている目的地においてのみ引き渡します。

第 28 条 手荷物引換証の紛失

手荷物引換証を紛失したときは、会社が当該手荷物の引渡し請求人が正当な受取人であると認めた場合に限り引渡しいたします。

第 29 条 引渡し不能手荷物の処分

手荷物到着後 1 週間を経過しても引取りがない場合には、会社は当該手荷物を適宜処分することがあります。この場合における損害および費用はすべて旅客の負担とします。

第3章 責任

第30条 会社の責任

1. 会社は旅客の死亡または障害については、その損害の原因となった事故が、航空機上で生じ、または乗降中に生じたものであるときは賠償の責に任じます。
2. 会社は受託手荷物の滅失、毀損などによる損害については、その損害の原因をなした事故が、その手荷物が会社の管理下にある間に生じたものであるときは賠償の責に任じます。
3. 会社は前2項の損害について会社およびその使用者が損害を防止するために必要な処置を取ったこと、またはその処置を取ることができなかったことを証明したときは、責任を負いません。

第31条 手荷物の固有の欠陥等による免責

会社は持ち込み手荷物およびその他旅客の保管するものに生じた滅失、毀損などの損害に対しては、会社及びその使用人に過失がある場合を除くほか損害賠償の責に任じません。

第32条 過失相殺

会社は旅客の故意もしくは過失により、または旅客がこの運送約款および、これに基づいて定められた規定を守らないことにより、旅客が受けた損害については賠償の責に任じません。

第33条 旅客の限度

手荷物および旅客が装着する物品に生じた滅失、毀損などの損害に対し、会社が賠償の責を負う場合の賠償額は、旅客1名につき15万円を超えないものとします。

第34条 旅客の賠償責任

旅客の故意もしくは過失により、またはこの約款及び、これに基づいて定められる規定を守らないことにより、会社が損害を受けた場合はその損害相当額の賠償金を申し受けます。

第4章 貨物

第35条 貨物輸送状の作成

1. 荷送人が貨物の運送を委託するときは貨物1口ごとに貨物運送状を作成し、次の項目を明記しなければなりません。
 - (1) 品名、性質、荷姿、荷印および数量
 - (2) 価格
 - (3) 荷送人の住所、氏名または商号
 - (4) 発送地
 - (5) 到着地
 - (6) 荷受人の住所、氏名または商号
 - (7) 運賃、料金などの支払方法
 - (8) 作成年月日
 - (9) その他特別の取扱いを要するものはその希望条件
2. 貨物運送状の作成は、荷受人の依頼により会社が代わって行うことがあります。但し、その責任は荷送人にあります。

第36条 内容に対する責任

貨物運送状に記載された貨物の個数、荷姿、重量を除き、貨物の内容に関しては運送状と現品とに相違があった場合でも、会社はその責任を負いません。

第37条 貨物運賃

1. 貨物運賃は別に定める運賃表によります。
2. 貨物運賃は発送飛行場から到着飛行場までの航空運賃とします。

第 3 8 条 貨物運賃の計算

貨物運賃は包装を含めた重量に基づいて計算します。但し 1 k g 未満の端数は 1 k g に切り上げます。

第 3 9 条 最低運賃の計算

貨物の最低運賃は各区分ごとに別に定めるところによります。

第 4 0 条 運賃申し受けの時期

貨物の運賃および料金は貨物引き受けの際荷送人から申し受けます。但し会社が特に承認した場合は、この限りではありません。

第 4 1 条 貨物の引き受け

会社は発送地空港から到着空港までの貨物の運送を引き受けます。

第 4 2 条 1 口の貨物

1 口の貨物とは荷受人発送地および到着地運賃および料金の支払方法が同一であって 1 通の運送状で運送されるものをいいます。

第 4 3 条 貨物容積などの制限

貨物として引き受けできる物品 1 個の容積、重量は別に定めるところによります。

第 4 4 条 貨物の点検

会社が貨物運送状の記載事項について、うたがいがあると認めた場合は会社は、荷送人または第三者の立会を求めて貨物の点検をすることがあります。

第 4 5 条 貴重品および高価品

会社は第 2 1 条に掲げる高価品、その他荷主において貴重品と指定する物品の運送の引き受けはいたしません。但し荷送人と会社との間に特約をした場合は、この限りではありません。

第46条 引き受けを制限する貨物

会社は次の貨物を引き受けません。但し会社が特に承諾した場合は、この限りではありません。

- (1) 航空法第86条その他法令または官公署の命令によって搭載を禁じられたもの
- (2) 荷造りの不完全なもの、破損しやすいもの、臭気を発するもの、不潔なものなど他に迷惑を及ぼすと会社が認めたもの
- (3) 会社が人または搭載物件もしくは機体に害を及ぼすと認めたもの
- (4) 内容の申告を虚偽と認めたもの
- (5) 酸、その他の腐食性物質
- (6) 爆発物
- (7) 圧縮ガス
- (8) 引火性物質
- (9) 酸化剤
- (10) 毒物
- (11) 電池（乾電池を除く）
- (12) 遺体
- (13) その他会社が公安上、または航空保安上不相当と認めたもの

第47条 引き受け条件を指定する貨物

次の貨物は発送人が会社の定める特定の条件に適合するよう適宜の措置を講じ、かつ、会社がその引き受けを承諾した場合に限り引き受けます。

- (1) 消火器
- (2) 火器
- (3) 医薬品、薬剤、試薬類

- (4) 動物
- (5) 変質または腐食しやすいもの
- (6) 放射性物質
- (7) 可燃性フィルム、マッチ、セルロイド

第48条 貨物輸送の順位および方法

貨物輸送の順位は、引き受けの順位に従います。但し、必要ある場合は、会社は引き受け貨物の輸送月日、搭載航空機、積み降ろし順位または運送の方法を決定することができます。

第49条 輸送不能の場合の運賃の払い戻し

1. 会社は旅客の都合以外の事由または会社の都合により貨物運送状記載の運送の全部または一部ができなくなったときは荷送人の請求により運送しなかった区間の運賃を払い戻します。
2. 運航中断または不時着陸による場合は、会社は状況により貨物を他の運送機関によって前途の運送につとめるものとします。この場合において既払い運賃が他の運送機関の運賃より小であるときは、これを追徴せず大であるときはこれを払い戻します。

第50条 貨物の非常処理

1. 会社が航空保安上必要と認めた場合は貨物が他に害を及ぼすと判断した場合は、荷送人に予告せずに内容の点検、運送の中止、もしくは延期、取り降ろし、廃棄または機上投棄をすることがあります。
2. 会社は前項の処置をした場合、これによって生じた一切の損害について賠償する責に任じません。但し、貨物の廃棄または機上投棄による損害についてはこの限りではありません。

第51条 荷送人の指図

1. 荷送人は自己の都合により貨物運送状を呈示して、次の指図をすることができます。
 - (1) 運送取り消し

- (2) 発送地返送
- (3) 荷受人変更
- (4) 到着地変更

- 2. 前項第1号、第3号、第4号の指図はその貨物の航空機への搭載前に行われたものに限り有効とし第2号の指図は貨物が貨物運送状記載の荷受人に引き渡される前に限り有効とします。

第52条 運送取り消しなどの場合の運賃の払い戻しまたは追徴

前条の指図による運送取り消しなどの場合の運賃及び料金の追徴または払い戻しは、次によります。

- (1) 前条第1項第2号の返送に要する運賃および料金は荷送人の負担とします。
- (2) 前条第1項第1号による指図を受け、荷送人から払い戻しの請求があった場合は適用運賃の1割相当額を取り消し手数料として申し受け、差額を払い戻します。
- (3) 前条第1項第4号の到着地変更の場合は新区間の運賃と収受運賃との差額を払い戻しまたは追徴します。

第53条 到着通知

会社の空港事務所において荷受人は引き渡される貨物については、会社は貨物が到着地空港に到着した後、遅滞なく荷受人に到着通知を発信します。通知の方法及び料金については、別に会社の定めるところによります。

第54条 貨物の引き渡し

- 1. 会社は会社の空港事務所においてのみ、荷受人に貨物の引渡しを行います。
- 2. 会社は運賃、料金、その他の費用が支払われない場合は引渡しを拒絶することがあります。

第55条 正当荷受人

会社が到着貨物を引渡す場合は、正当荷受人であることを証明するものの呈示を求めます。この場合において、引き渡しを受けた者が正当荷受人でない

ことにより生じた損害については、会社は、故意または重大な過失がないかぎり責任を負いません。

第56条 引渡し不能貨物の処分

1. 会社は引渡し不能貨物が生じた場合は、次の各号により処分します。
 - (1) 荷受人を確認することができない場合または荷受人が貨物を引き渡しを怠り、もしくは拒んだ場合は、会社はその貨物を供託することがあります。
 - (2) 前号の場合において荷送人に相当の期間を定めて、その指示を求めても指示がないときは、当該貨物を競売することがあります。
 - (3) 貨物が損敗しやすいもので荷送人の指示を待つことができない場合は予告なしに廃棄することがあります。
2. 会社は前項各号の処分をしたときは、荷受人にその旨を通知します。
3. 会社が引き渡し不能貨物の処分に要した費用は、全て荷送人の負担とします。
4. 競売代価が未収受の運賃および料金、立替金その他の費用を補うに足りない場合は、その不足額を申し受けます。
5. 競売代価から、未収受の運賃および料金その他の費用を差し引いた残額がある場合で、その残額を荷受人に返還することができない場合は、これを供託します。

第57条 地上運送の取次

会社は地上運送の取次はいたしません。

第58条 会社の責任

会社は貨物の滅失、破損などがあつた場合は、これによって生じた損害について、賠償の責に任じます。但し、会社に故意または過失がなかったことを証明した場合はこの限りではありません。

第59条 賠償の限度

貨物に生じた損害について会社が賠償の責を負う場合の賠償額は貨物1個につき15万円をもって限度とします。

第60条 免責

会社は次に掲げる場合の貨物の延着、滅失、破損、その他一切の損害に対して責任を負いません。

賠償の限度

- (1) 第18条に掲げる事由による場合
- (2) 貨物の変質、消耗もしくは瑕疵または死亡もしくは傷病による場合
- (3) 荷造りの不完全、包装の破損、荷札の不備、表示事項及び貨物輸送状の記載事項の不完全、その他荷送人の過失、もしくは怠慢による場合
- (4) 他物との接触、その他機内において発生しやすい事故による場合
- (5) 降雨、降雪、強風その他の悪天候の際で会社の不注意によらない場合
- (6) 第35条に定められた荷送人の申告が虚偽であった場合

第61条 事故貨物に対する損害賠償請求期間

1. 貨物に関する損害賠償の請求は次の各号の期間内に文書をもってしなければなりません。
 - (1) 一部滅失または毀損の場合は、物受取りの日から7日
 - (2) 不着の場合は、その事実を知り、またはその事実を知ることができるはずであった日から14日
2. 会社は前項の期間内に請求のない場合は、その賠償の責に任じません。

第62条 荷送人の賠償責任

荷送人の故意または過失により、またはこの運送約款およびこれに基づいて定められる規定を守らないことにより、会社が損害を受けた場合は、その損害相当の賠償金を申し受けます。

第5章 その他

第63条 事前の告知

会社は、本運送約款を変更できるものとし、変更をする際は相応の期間をもって、ホームページ等に掲示することにより変更内容を告知するものとします。